

## 重要事項説明書

社会福祉法人町屋福祉会 看護小規模多機能型居宅介護事業

当事業所は複合型サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

\*当事業所の利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けてない方でもサービスの利用が可能です。

### 1. 事業者

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人町屋福祉会       |
| (2) 法人所在地 | 福井県福井市松本1丁目36番15号 |
| (3) 代表者   | 理事長 石田 次男         |

### 2. 事業所概要

- |             |                  |            |       |
|-------------|------------------|------------|-------|
| (1) 事業所の名称  | 看護小規模多機能ホームはなぞの  |            |       |
| (2) 事業所の所在地 | 福井県福井市松本1丁目55番5号 |            |       |
| (3) 管理者     | 田畑 佳子            |            |       |
| (4) 電話番号    | 0776-97-5219     |            |       |
| (5) 事業指定番号  | 1890101270       |            |       |
| (6) 事業の実施地域 | 福井市              |            |       |
| (7) 営業日     | 365日営業           |            |       |
| (8) 営業時間    | 通いサービス           | 7:00~19:00 |       |
|             | 訪問サービス           | 24時間体制     |       |
|             | 宿泊サービス           | 19:00~7:00 |       |
| (9) 定員      | 登録者数             | 29名まで      |       |
|             | 通いサービス           | 1日         | 18名まで |
|             | 宿泊サービス           | 1日         | 9名まで  |
| (10) 職員体制   | 管理者(兼務)          |            | 1名    |
|             | 介護支援専門員(兼務)      |            | 1名    |
|             | 看護職員(兼務・非常勤含む)   |            | 3名以上  |
|             | 介護職員(兼務・非常勤含む)   |            | 5名以上  |

### 3. 事業所のサービスの内容

- (1) 事業所の介護支援専門員は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成いたします。
- (2) 事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画に基づき、利用者の心身の状況、希望及びその置かれた環境を踏まえ、利用者が住みなれた地域での生活を継続することができるよう地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ「複合型サービス計画」を作成し、援助の目標、具体的なサービスの内容を記載します。これを基本とし、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを組み合わせた介護を行います。

- (3) 上記の居宅サービス計画、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し同意を得ます。同意を得た計画は利用者又はその家族に交付いたします。
- (4) サービスの提供にあたっては、利用者の意思を尊重し、ご希望を確認した上で実施いたします。

〈サービスの概要〉

- (1) 通いサービス 事業所に通っていただき、食事、排泄、入浴等の日常生活上必要な介護を行います。
- (2) 宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、必要な介護を行います。
- (3) 訪問サービス 利用者の自宅に訪問し、掃除や買物又は入浴や排泄等の日常生活上必要な介護を行います。また、医療処置、医学的指導管理、緊急時の対応等、看護師が医師の指示に従い必要な医療行為を行います。

#### 4. 利用料金について

- (1) 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一月単位の包括費用額  
利用料金は1か月ごとの包括費用（定額）です。サービス利用に係る自己負担額は下記のとおりです。

①看護小規模多機能型居宅介護費／短期利用居宅介護費

		看多機	短期利用
同一建物以外	要介護1	12,447単位／月	571単位／日
	要介護2	17,415単位／月	638単位／日
	要介護3	24,481単位／月	706単位／日
	要介護4	27,766単位／月	773単位／日
	要介護5	31,408単位／月	839単位／日

- \* 月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により複合型サービス計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または看護小規模多機能型居宅介護サービス計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。
- \* 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業者と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業者の利用契約を終了した日

- \* ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く全額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- \* ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます（下記（3）参照）。

(1) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本 単位	算定回数等
初期加算	30	1日につき
認知症加算(Ⅰ)	920	1月につき
認知症加算(Ⅱ)	890	1月につき
認知症加算(Ⅲ)	760	1月につき
認知症加算(Ⅳ)	460	1月につき
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	1日につき(7日間を限度) ※短期利用の場合
若年性認知症利用者受入加算	800	1月につき
栄養アセスメント加算	50	1月につき
栄養改善加算	200	1回につき(3月以内に限り) ※1月に2回を限度
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	20	1回につき
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5	1回につき
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150	1月につき(3月以内に限り)
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	※1月に2回を限度
退院時共同指導加算	600	1回につき
緊急時対応加算	774	1月につき
特別管理加算(Ⅰ)	500	1月につき
特別管理加算(Ⅱ)	250	1月につき
専門管理加算	250	1月につき
ターミナルケア加算	2,500	死亡日及び死亡日前14日以内に2 日以上ターミナルケアを行った場 合(死亡月に1回)
遠隔死亡診断補助加算	150	主治医の指示に基づき、情報通信機 器を用いて医師の死亡診断の補助 を行った場合
看護体制強化加算(Ⅰ)	3,000	1月につき
看護体制強化加算(Ⅱ)	2,500	1月につき
訪問体制強化加算	1,000	1月につき
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	1,200	1月につき
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	800	1月につき
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	1月につき
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13	1月につき
排せつ支援加算(Ⅰ)	10	1月につき
排せつ支援加算(Ⅱ)	15	1月につき
排せつ支援加算(Ⅲ)	20	1月につき
科学的介護推進体制	40	1月につき

生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	750	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	640	※看護小規模多機能型居宅介護費
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	350	を算定の場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	25	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	21	※短期利用の場合
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	12	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 149/1000	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数) ※介護職員等処遇改善加算を除く
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 146/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 134/1000	
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 106/1000	

- ※ 初期加算は、当事業所に登録した日から 30 日以内の期間について算定します。
- ※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急に看護小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断された利用者に対してサービスを提供した場合、7 日間を限度として算定します。
- ※ 認知症加算(Ⅲ)は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする利用者に対して、認知症加算(Ⅳ)は、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする要介護2の利用者に対して、看護小規模多機能型居宅介護を行った場合にそれぞれ算定します。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症(40 歳から 64 歳まで)の利用者を対象に看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。
- ※ 栄養アセスメント加算は、当事業所の従業者又は外部の介護事業所等との連携により管理栄養士を配置し、利用者ごとに多職種共同で栄養アセスメントを行い、その結果を利用者又は家族に説明するとともに、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に、算定します。
- ※ 栄養改善加算は、低栄養状態又はそのおそれのある利用者に対して、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成するなど、栄養改善サービスを行った場合に、算定します。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算は、利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。
- ※ 口腔機能向上加算は口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対して、口腔機能の向上を目的として口腔清掃指導や摂食嚥下訓練の実施等を個別に実施した場合に、算定します。
- ※ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、当事

業所の看護師、理学療法士等が退院時共同指導を行った後、退院後に初回訪問看護サービスを行った場合に算定します。

- ※ 緊急時対応加算は、当事業所が利用者の同意を得て、利用者又は家族と 24 時間連絡でき、計画的に訪問することとなっていない緊急時の訪問を必要に応じて行う体制にある場合、算定します。
- ※ 特別管理加算は、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

特別管理加算（Ⅰ）を算定する場合の利用者について

医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態の方。

特別管理加算（Ⅱ）を算定する場合の利用者について

- ・ 医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態の方
  - ・ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態の方
  - ・ 真皮を超える褥瘡の状態の方
  - ・ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態の方
- ※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 1 4 日以内に 2 日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは 1 日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に算定します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシヤイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

- ※ 看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者へのサービス提供体制を強化した場合に算定します。
- ※ 訪問体制強化加算は、登録者の居宅における生活を継続するためのサービスの提供体制を強化した場合に算定します。
- ※ 総合マネジメント体制強化加算Ⅱは、利用者の状況の変化に応じ多職種共同で看

護小規模多機能型居宅介護計画を見直し、地域の病院、診療所等他の関係施設に対して当事業所が提供できるサービスの具体的な内容に関して情報提供を行っている場合に算定します。

- ※ 褥瘡マネジメント加算は、継続的に利用者ごとの褥瘡の発生とリスクを評価し、多職種共同にて褥瘡ケア計画を作成し、そのケアの内容や状態を記録するなどの褥瘡管理を実施している場合に算定します。
- ※ 排せつ支援加算は、排せつに介護を要する利用者であって、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる者について、多職種共同で、当該利用者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づく支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合に算定します。
- ※ 科学的介護推進体制加算は、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を看護小規模多機能型居宅介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た事業所が、利用者に対して看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 地域区分別の単価(7級地 10.17円)を含んでいます。

## (2) その他の費用

### ①食費

朝食代	400 円/食
昼食代	600 円/食
おやつ代	100 円/食
夕食代	600 円/食

② 宿泊費 1,800 円/日

③その他行事に係る費用、おむつ代などは実費となります。

## (3) 支払方法

1ヶ月分ずつのお支払いになります。月末に閉め、翌月初めに請求書をお渡しいします。現金でお支払い頂くか、金融機関から自動振替へも可能です。その場合、毎月指定日に指定の口座から自動的に引き落とされます。

## 5. サービス利用の中止、変更

- (1) 利用者の都合によりサービス利用の中止、変更の場合は利用予定日までに事業所にご連絡ください。
- (2) サービス利用日の変更の申し出に対し、事業所の稼働状況により、利用者の希望する期日にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

## 6. サービスの終了

- (1) 契約書第14条、及び契約書第15条の規定により、ご利用者の都合でサービスを終了する場合、中止の1週間前までにお電話にてその旨をご連絡ください。
- (2) 契約書第16条の規定により、当事業所から契約を終了させていただく場合は、終了の1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- (3) 次のような場合、通知がなくても契約は自動的に終了します。
  - ・ 利用者が要介護認定で要支援、自立と認定された時
  - ・ 利用者がお亡くなりになった時

## 7. サービス利用に関する留意事項

- (1) サービスの実施
  - ① 利用者は契約書第3条で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
  - ② 複合型サービスの実施に関する指示・命令は事業者が行います。但し、事業所職員は、サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
- (2) 事業所職員の禁止行為  
事業所職員は、利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。
  - ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
  - ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
  - ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
  - ④ 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
  - ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除、庭掃除など）
  - ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
  - ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
  - ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (3) サービス提供の記録等  
事業者は、「看護小規模多機能型居宅介護サービス記録書」等の記録を作成し、完了後、2年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧、又はその写し（実費負担）を提出します。

## 8. 損害賠償

サービス提供に伴い事業者の責任において、利用者の身体及び財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

ただし、次のような場合は賠償できませんのでご注意ください。

- (1) 利用者又はご家族が利用者の心身の状況等に関し、故意に隠したり真実とは違うことを告げたことに起因して発生した損害
- (2) 利用者の急激なむ体調の変化等、事業者が実施したサービスに起因しない損害
- (3) 利用者が事業者の指示、依頼に反して行った行為に起因して発生した損害

## 9. 事故発生時における対処方法

利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。ま

た、賠償すべき事故である場合は、速やかに損害賠償を行います。

## 10. 苦情窓口

事業所のサービス内容等において苦情・相談・ご意見がございましたら、いつでも承ります。その他、介護保険関係の苦情・相談窓口は下記のとおりです。

### (1) 苦情相談窓口

福井県社会福祉協議会運営適正化委員会・・・ (0776) 24-2339

福井市・・・介護保険課 (0776) 20-5715

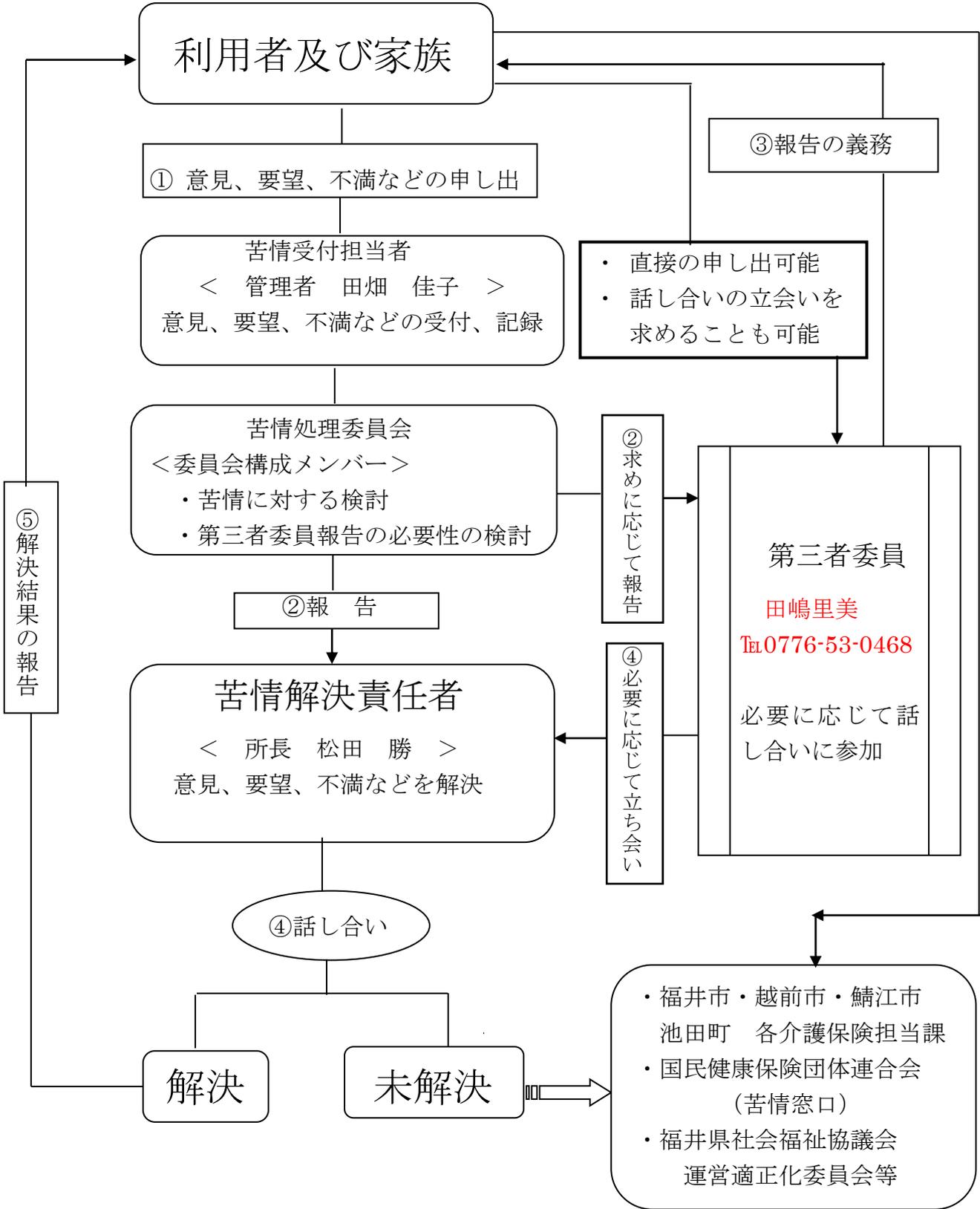
福井県国保連合会・・・介護保険専用 (0776) 57-1614

### (2) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

措置の概要	
1	利用者からの相談または苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置 ①事業所内に苦情、相談用窓口を設置する。 ②常設窓口 看護小規模多機能ホームはなぞの TEL 0776-97-5219 苦情受付担当者 田畑 佳子（管理者） 苦情解決責任者 松田 勝（責任者）
2	円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順 ①苦情・相談窓口の担当者が利用者およびその家族からの苦情、相談を受け、その問題解決にあたる。又その内容、解決方法を記録し管理者に報告する。 ②窓口担当者で解決困難な場合は、管理者及び苦情・相談の対象となっている部署の責任者と協議し、利用者及びその家族の問題解決にあたる。 ③事業所内で解決困難な場合は、保健者又は地域包括支援センターと連携し当該利用者及びその家族の問題解決にあたる。 ④③での解決困難な場合は、当該苦情を国民健康保険連合会に（以下「国保連合会」とする。）に苦情申し立てができる旨を伝え、本人及びその家族が国保連合会に苦情申し立てを希望する場合には、それに協力する。 ⑤苦情処理の改善を図った後、処理内容及び改善結果内容を利用者及びその家族に確認してもらい、その後も状況観察を行い、再発防止に努める。 ⑥苦情処理の成果等を記録する。
3	その他参考事項 ①普段から苦情の出ないよう、定期的に職員の研修等を行いサービスの質の向上に努める。 ②利用者からの苦情に対しては、常に利用者の立場に立って、利用者の意思を尊重した対応に努める。 ③県・国保連合会及び市町村からの指導、調査協力依頼、問い合わせ等があった場合には速やかに協力するとともに、必要な改善を行う。要求に応じて必要な改善内容の報告を行う。

# 苦情解決のための仕組み図

社会福祉法人町屋福祉会  
看護小規模多機能ホームはなぞの



## 1 1. 身体拘束

事業者は利用者に対して、原則、行動の制限を行わないが、緊急やむをえないと判断する場合は下記のとおり実施する。

- ①委員会の開催
- ②利用者・家族への説明、同意
- ③経過記録の記載
- ④解除することを目標にカンファレンスにて検討

## 1 2. 運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、運営推進会議を設置しています。

## 1 3. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

〈消防用設備〉

- ・自動火災報知機 ・非常通報装置 ・ガス漏れ探知機 ・非常用照明
- ・誘導灯 ・消火器 ・スプリンクラー ・消火栓

## 1 4. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

※ この重要事項説明書は、厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第88条により準用する第9条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。